# 令和6年度6次産業化商品プロモーション・販売促進イベント等開催委託業務 企画提案仕様書

## 1 業務目的

県内生産者が開発した優れた6次産業化商品を一堂に集めた6次産業化商品販売促進 に向けたリアルイベントを開催することにより、6次産業化全体の更なる知名度向上と、 販路開拓につなげる。

また、本県6次産業化商品の代表格であるみかんジュースコンクールを開催し、審査、 評価及び、上記販売促進イベント会場における表彰式などを通じて、みかんジュースの 差別化・高付加価値化を図り、販売促進につなげる。

# 2 委託上限金額

6,000千円 (消費税及び地方消費税10%を含む)

# 3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日(金)まで

#### 4 業務内容

(1) 6次産業化商品販売促進イベントの開催

6次産業化推進に向けた過去10年間の取組みにより、県内産の農林水産物を活用した 多数の商品が誕生するなど着実な成果が得られているが、中でも特に商品力に優れる産 品を一堂に集め、一般客や食品関係事業者に対して、特徴をPRすることにより、さら なる販路開拓と、県内6次産業化商品全体のイメージアップにつなげる。

①開催時期

10月中の週末で2日間開催(十日連続)とする。

②開催場所

松山市内で集客が見込める屋内会場(アーケード可)とする。

③イベント名称

イベント趣旨を踏まえ、集客に効果的なイベント名称を考案すること。

- ④開催内容
  - ア 実演調理や試飲等を交えた生産者による6次産業化商品の販売
  - イ 本県6次産業化商品全体のプロモーション
  - ウ 「(2) みかんジュースコンクール」授賞式
- ⑤出展者の募集・連絡調整
  - ア 出展者は20者以上(6次産業化商品数が概ね80品程度)とし、愛媛県と協議の うえ公募を行い決定すること。
  - イ 出展者に対しては、会場担当者や愛媛県と調整のうえで、出展マニュアルの作成・配布や事前説明等を実施すること。
  - ウ その他、イベントの運営・開催に係る事項について速やかに出展者に連絡し、 イベント開催に支障をきたすことのないようにすること。

#### ⑥会場設営等

アーイベント会場の設営・撤去を行うこと。

- イ 出展内容を踏まえて、商品保管用の冷蔵庫及び冷凍庫や、調理設備等(グローサリー類等を使った料理の調理用)必要な什器を手配すること。
- ウ 食品バイヤーや飲食店関係者等との商談等が必要に応じて行えるよう、会場内 に一定の商談スペースを設けること。
- エ 感染症対策として、会場への消毒液の設置や三密回避といった基本的な対策を 実施すること。
- オ 販売をサポートするため、事前に出展する生産者と連携して、商品の特徴等を PRできるスタッフを配置すること。

## ⑦PR資材の制作等

ア イベントの統一的なデザインを企画したうえで、パンフレット、ポスター、チラシ等の啓発資材を電子データ及び紙媒体で制作すること。

イ 看板、のぼり、POP等、本県6次産業化のPRに資する資材を制作すること。 8その他

- ア 各種法令を遵守し、関係機関(警察、消防、保健所など)との協議が必要な場合は、出展者等と調整のうえ必要な手続き等を行うこと。
- イ 本イベントの効果検証に資する来場者アンケートを実施し、県にフィードバックすること。

# (2) みかんジュースコンクールの開催

「みかんジュースコンクール 2024」を開催し、審査・評価・受賞などを通じて、みかんジュースの差別化・高付加価値化を図り、販売促進につなげる。

#### ①募集及び審査

- 「1 業務目的」を達成できる仕組み・応募部門・応募条件・審査員・審査項目等を設定し、作品の募集及び審査会を実施すること。ただし、下記ア〜オの条件を満たすこと。
  - ア 応募部門については、愛媛県内産の中晩柑類を使用した果汁 100%ストレート ジュースとし、既に商品化されているもの若しくは商品化を目指しているものと すること。
  - イ 応募作品は同一の応募者につき2作品までとすること。また、コンクール等の 開催の時期については、10月に「(1)6次産業化商品販売促進イベント」会場 内にて授賞式を行うことを考慮してスケジュール等を提案すること。
  - ウ 応募多数の場合を想定し2段階審査を設けるなど、公平な審査方法とすること。
  - エ 審査は、品質やデザイン、販路面など専門的な知見に基づく総合的な評価ができる審査員構成とすること。
  - オ 審査にあたっては、受賞に至らなかった応募作品を含め、応募作品のブラッシュアップにつながるようフォローアップが可能な仕組みとすること。
- ②授賞式(「(1)6次産業化商品販売促進イベント」会場内で開催) 主催者の愛媛県を顕彰授与者として、受賞作品の知名度を向上させ、「1 業務目

的」を達成できる内容の授賞式を実施すること。

#### ③販売促進支援

- ア 受賞作品については、授賞式当日に同会場で開催される「(1)6次産業化商 品販売促進イベント」に出展し、販売する機会を与えること。
- イ 「(1)6次産業化商品販売促進イベント」以外で、コンクールのPR及び受 賞作品の知名度向上に資する販売会を1回以上実施すること。
- ウ 販売促進を目的としてそれぞれの賞に応じたロゴマークを作成するとともに、 商品への添付を想定したシールを受賞作品ごとに200枚以上作製し、受賞者に配 付すること。なお、ロゴマークに係る権利は愛媛県の承認をもって愛媛県に帰属 し、愛媛県が定める要領に基づいて受賞作品に無償で使用できることとする。
- エ 応募作品を掲載したコンクールのパンフレットを500部以上作製し、授賞式や販売会会場で配布すること。

## (3) イベントのプロモーション

本イベントの開催について、メディアや広告等を活用し、一般に広く周知する広報宣伝を実施するとともに、特に食品関係事業者の参加が得られるよう効果的な周知を行う。

①メディアを活用したプロモーション《BtoC 向け》

集客数の増加につなげるため、各種メディアを活用した効果的な広報を行うこと。

- ②広告等を活用したプロモーション《BtoC 向け》 本イベントに関心が高いターゲット層に対し効果的な広告媒体を選定し、イベント を周知するための広告を発信すること。
- ③食品関係事業者への6次産業化商品販売促進イベントに係る個別周知《BtoB向け》 6次産業化商品の出口戦略として期待できる食品関係事業者(小売、卸、地域商社、 飲食店、道の駅関係者等)との新規成約につなげるため、イベントの事前周知を行い、 来場を促すこと。

## (4) 協賛者のPR

本業務には、愛媛県信用農業協同組合連合会(以下「県信連」という。)から広告協 賛が得られることとなっており、協賛者に十分な宣伝効果が得られるよう、本業務の広 報宣伝時はもとより、審査、顕彰イベント等あらゆる機会を通じて効果的なPRを実施 すること。なお、協賛金は全額本業務に要する経費に充当することとする。また、県信 連以外からの協賛の募集は不可とする。

#### 5 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ご との業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告 し、愛媛県の承諾を得なければならない。

# 6 秘密保持及び個人情報の保護

(1) 秘密保持

- ①本業務に関し、受託者が愛媛県に提出した計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく 公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## (2) 個人情報の保護

受託者は本業務(再委託した場合を含む。)を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を遵守しなければならない。なお、個人情報の取扱いについて疑義がある場合は、愛媛県に協議すること。

# 7 留意事項

- (1)受託者は、業務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を整備し、これを業務が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (2) 本業務に関して受託者が作成した成果物に関する全ての著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)について、委託料が完納された時点で愛媛県に譲渡すること。また、この規定にかかわらず、愛媛県が必要と認めるときは、委託料完納前であっても受託者が作成した成果物を無償で利用できるものとする。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、愛媛県と協議の上、対応すること。
- (4) 本仕様書に定める以外の事項については、愛媛県の指示に従うこと。
- (5) 本業務に関する補償・経費等の一切は、受託者において負担すること。